

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の禁止等)

第4条 乙は、委託業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委託が業務の一部であり、事前に甲と協議し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

3 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

6 乙が再委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、乙がその責任を負うものとする。

7 前6項の規定は、甲の承諾を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

(監督員)

第5条 甲は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書に定めるもののほか、仕様書の定めるところにより次に掲げる権限を有する。

(1) 業務の実施に関する乙又は乙を代理して乙の従業員を管理し、指揮監督する者(以

下「現場代理人」という。)との業務連絡及び調整

(2) 業務の実施状況に関する立会及び業務の実施結果に関する確認

(現場代理人及び業務従事者)

第6条 乙は、業務の実施に当たり、現場代理人及び業務従事者を定め、書面をもってその氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。現場代理人及び業務従事者を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は、次に掲げる職務を行う。

(1) 業務の実施の総括管理

(2) 乙の従業員の指揮監督

(3) 業務の実施に関する監督員との業務連絡及び調整

(業務の計画、報告等)

第7条 乙は、仕様書に定める業務の実実施計画を策定し、書面をもって甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の実実施計画に基づき業務を実施するものとする。

3 乙は、建物及び施設等に損傷又は不良箇所を発見したときは、速やかに甲に報告するものとする。

4 甲は、必要と認めるときは、業務の実実施状況について調査し、又は乙の報告を求めることができる。

(施設等の提供)

第8条 甲は、乙が業務の実実施のため必要とする施設及び用水、光熱等のうち仕様書に定めるものを無償で提供する。

(業務実施結果の検査)

第9条 乙は、仕様書に定める期限までに業務の実実施結果を書面により甲に報告し、検査を受けなければならない。

(委託金額の支払)

第10条 乙は、前条の規定による検査に合格したものについて、甲に委託金額の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託金額を支払わなければならない。

3 委託金額の支払は、月額払いとする。

(規律の維持)

第11条 乙は、業務に従事する従業員の風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めなければならない。

(機密保持)

第12条 乙は、この契約の履行上知り得た甲の業務上の秘密を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(労働法上の責任)

第13条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法その他法令が定めるすべての責任を負わなければならない。

(義務違反の場合における損害賠償)

第14条 乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の様態及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(履行遅滞の場合における賠償金)

第15条 甲は、乙が、委託期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第10条第2項の委託金額の支払が遅れた場合には、

乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(業務内容の変更等)

第16条 甲は、災害防止等のため必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(契約不適合責任)

第17条 乙が第9条により委託業務が完了した後、仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容と適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

2 仕事の目的物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかつた場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。

3 仕事の目的物について契約不適合があつた場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。

4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその材料や指図が不適當であることを知りながら告げなかつたときは、この限りではない。

5 甲が契約不適合を知つたときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの際に知り、又は重大な過失により知らなかつたときは、この限りではない。

(契約の解除等)

第18条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。
- (3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
- (4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、1箇月前までにその旨乙に文書により通知し、甲乙双方が合意したうえで、甲が指定する第三者に契約による権利を譲渡し若しくは契約による義務を引き受けさせることができる。

（違約金）

第19条 前条各号の規定又は第17条第2項により甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、第1号において、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由による場合は、甲は乙に対して違約金の請求をすることができない。

（協議）

第20条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 住 所 大分市大手町3丁目1番1号
大分県知事 佐藤 樹一郎 印

乙 住 所

(別紙様式1)

第 号
年 月 日

契約者 殿

契約担当者 大分県知事 佐藤 樹一郎

再委託承諾書

年 月 日付けで申請（変更申請）のあった再委託については、下記のとおり条件を付して承諾します。

記

- 1 委託業務の名称
- 2 再委託業務の概要
- 3 再委託の相手方
 - (1)住所
 - (2)商号又は名称
 - (3)代表者氏名
- 4 承諾条件
 - (1) 再委託の相手方による再委託に係る業務の履行により、大分県に損害を与えたときは、契約者が大分県に対する賠償の責を負うこと。
 - (2) 契約の目的物について、再委託の相手方による再委託に係る業務の履行に係る部分にかしがあったときは、契約者が契約の規定によるかし担保責任を負うこと。
 - (3) 再委託にあたって、契約者は、再委託の相手方に対する対価の支払い等について適正な取扱いを行うこと。
 - (4) 再委託の相手方が、この承諾の条件に違反したときは、この承諾を取り消すものとする。この場合において、契約者に損害が発生したときは、大分県は一切の賠償の責を負わない。
 - (5) 再委託の相手方が、さらに第三者へ委託を行う場合には、当該第三者の名称及び所在地並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を提出すること。

(別紙様式2)

年 月 日

契約担当者 大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

契約者(受託者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

再委託(変更)承諾申請書

委託契約書第 条により(年 月 日付け 第
号で承諾のあった再委託については)、下記のとおり委託業務の一部を再委託(変更)し
たいので申請します。

記

1 委託業務の名称

2 委託業務の場所

3 履行期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 業務委託金額 円

5 再委託業務の概要及び(変更)理由

6 再委託業務期間(予定) 年 月 日 ~ 年 月 日
(変更) 年 月 日 ~ 年 月 日

7 再委託金額(予定) 円
(変更) 円

8 再委託の相手方

(1)住所

(2)商号又は名称

(3)代表者氏名

9 添付書類その他知事が必要と認める書類